

2025年度第2回町田市地域包括支援センター運営協議会 議事録

○事務局

皆様、こんにちは。

ただいまから2025年度第2回町田市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。私はいきいき生活部高齢者支援課長の早出でございます。本日の議事に移るまでの間、しばらく進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、本協議会にご出席を頂きましてありがとうございます。本協議会は前回に引き続きリモートの開催となります。音声や画像の乱れがございましたらお知らせいただければと思います。なお、本日は事前に井上委員より、他のご予定の都合で、途中でご退席されるご予定とのご連絡を頂いております。

また、本会議の進行における画面構成の都合上、委員の皆様の画像を最優先に、先頭画面に表示するために13の支援センターにつきましては現在カメラをオフにした状態で参加しております。支援センターが発言する際はカメラをオンにしてから発言することとしておりませんので、こちらもご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、まず資料の確認をさせていただきます。事前に郵送でお送りしております資料を基に確認をさせていただきます。お手元にご準備はよろしいでしょうか。

まず、本日の次第です。「2025年度 第2回町田市地域包括支援センター運営協議会次第」がございます。続いて、資料1でございますが、こちらは資料1-1から1-3までございます。1-1「全国統一評価指標による地域包括支援センターの事業評価について」。1-2「国から示された評価指標とそれに対する自己評価結果」。1-3「センター指標」。続いて資料2になります「事業評価の見直しと今後の進め方について」。資料3「2024年度収支決算書」。こちらは13センター分ございます。資料4「介護予防給付に係るマネジメント業務の新規委託事業所について」。

それから、参考資料が2種類ございます。参考資料1、これは本運営協議会の設置要綱になります。参考資料2、同じく運営協議会委員名簿になります。

以上、お手元にございますでしょうか。

続きまして、3点確認事項がございます。1点目は、本会議は議事録を作成するため録音、録画をさせていただきます。2点目は、ご発言の際はお手元の機器のミュートを解除して大きく手を挙げていただきまして所属とお名前、「質問いいですか」というような形で声をか

けていただきますようお願いいたします。3点目は、本協議会は町田市審議会等の会議の公開に関する条例第3条に基づき公開といたします。なお、本日の傍聴者はおりません。

それでは、ここで開会に先立ちましていきいき生活部長の佐藤よりご挨拶申し上げます。

○事務局

皆様、こんにちは。いきいき生活部長の佐藤でございます。本日はご多忙の中、2025年度第2回町田市地域包括支援センター運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、本協議会の委員の皆様にはセンターの運営や評価などについて多大なるご支援、ご協力を頂いておりますこと、改めて感謝申し上げます。

さて、高齢者やそのご家族、地域住民の皆様のための総合相談窓口であります地域包括支援センターには年間8万件以上の相談が寄せられております。高齢化が進む中で高齢者やその家族等の課題、またニーズというものも多様化しております。地域包括支援センターは高齢者の皆様が住み慣れた地域でつながり支え合いながらいきいきと暮らすことができるまち、こちらを目指す上で非常に重要な役割を担っているものと認識しております。市といたしましても各センターをはじめ関係機関と連携、協力しながら高齢者施策の推進に努めてまいりますので引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の協議会でございますが、2025年度の第2回目ということで、全国統一指標による事業評価の結果報告などを予定しております。また、市の事業評価の見直しについて検討してまいりましたので、合わせてご報告をさせていただきます。委員の皆様にはぜひ活発にご議論いただき、忌憚ないご意見を頂ければと思っております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局

それでは、これ以降の議事につきましては久松会長に進行をお願いしたいと思います。久松会長、よろしくお願ひいたします。

○久松会長

本日もよろしくお願ひいたします。本日の議題は4点ありますので、次第に沿って進めていきたいと思います。

早速ですが、議題の1つ目、全国統一評価指標による地域包括支援センターの事業評価について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

議題1、全国統一評価指標による地域包括支援センターの事業評価につきまして、高齢者

支援課の山田よりご説明いたします。資料が3つございまして、資料1－1から1－3になります。

それでは、資料1－1を御覧ください。こちらの事業評価は地域包括支援センターの体制や業務の状況を定期的に把握評価し、その結果を踏まえて市とセンター設置者が事業の質の向上、機能強化のために必要な改善を図っていくことを目的としております。全国の市町村と支援センターを対象にして2018年度から実施されているものになります。今まで、市町村・センターそれぞれの業務チェックリストとして機能をしておりましたが、全国的に年を追うごとに達成率が高い項目が増加しております、具体的な業務改善につながっているかというところを評価することが難しい状況になっております。そのため、各市町村の実情に合わせてセンターの業務改善・機能強化を図ることができるよう、評価手法の見直しが国により実施されました。

見直しにより変更された点につきましては、後ほど資料1－2と1－3のご説明の際にお伝えいたします。

本日ご報告する内容ですが、2024年度の市とセンターの取組について評価したものとなります。今年の7月中旬に各センターに照会を行い、そちらを市で取りまとめた上で8月12日に東京都に報告しております。評価の結果につきましては5番の調査結果の部分を御覧ください。

まず、市町村指標の結果からご報告いたします。市の取組に関する評価項目につきまして項目ごとに達成率をまとめております。達成率が高い項目が多いのですが、60%を切っている項目もございますので、そちらは後ほど内容をご説明いたします。

続きまして、資料1－2と1－3を御覧ください。まず、今回の国による事業評価の見直しによる主な変更点についてご説明をいたします。市町村指標もセンター指標もより具体的な業務や事業の内容を評価できるよう指標が変更されております。また、今まで市町村指標とセンター指標が一対一の対応となっており、市の指標とセンターの指標がリンクする形になっておりましたが、新たな評価手法では市町村とセンター個々の機能に応じた内容に変更されております。そのため、評価表の作りに関しましても、昨年度までは市とセンターの評価結果を横並びにしておりましたが、今年度は市とセンターそれぞれが独立した指標となっているため表を別々にしております。

項目数につきましては、市町村指標は70項目ございまして、達成されていると回答したものについて○印をつけております。支援センターの指標につきましては74項目ござい

まして、12の高齢者支援センター中、幾つのセンターが達成されていると回答したかを12分の幾つという形で表記しております。全センターが達成できていれば12分の12、9センターが達成できていれば12分の9といった形で表記しております。また、項目数も増えておりまして、市町村指標は昨年度から11項目、センター指標は19項目増えております。

それでは、資料1－2市町村指標から内容をご説明いたします。ここで1点だけ修正をお願いしたい部分がございます。御覧いただいている資料1－2の4ページ目、問題番号47番になります。こちらを×から○に修正をお願いいたします。こちらですが、「生活援助の訪問回数の多いケアプランの検証を行い、対応策を講じていますか」という設問になっておりまして、この設問に記載のございますケアプラン検証という部分につきましては、市の職員のほうで実際に検証・確認を実施しております。当初、国の○となる判断基準に適合していないとして×をしてしまったのですが、先日、再度判断基準を確認したところ、適合するとして○に変更しております。修正箇所は以上となります。

それでは、こちらの市町村指標の中で特に達成率が低かった部分について内容をご説明させていただきます。資料1－2の5ページ目を御覧ください。問題番号62番から65番、こちらにつきまして項目が全て×となっております。こちらの理由を説明させていただきたいと思います。

結論から申し上げますと、市としては本項目の内容を実施できていると認識しているのですが、国の示す○となる判断基準に適合しないため全て×といった回答となっております。詳細のお話をさせていただきます。

こちらの×となっている設問の中項目、それがこの資料の62番の上に書いてある部分、「(2) 介護予防支援の実態を踏まえ、介護予防サービス計画の検証方法を定め運営する」となっております。この「介護予防支援」というのが要支援1、2の方に関する支援のことを指しております。対して、要介護1から5の方に関する支援のことを居宅介護支援と呼んでおります。町田市では、この居宅介護支援の資質向上を目的に、居宅介護支援事業所に向けてケアマネジメントに関する勉強会を実施しております。

今回の設問にござります介護予防支援の部分につきましては、特段勉強会等は行っていないのですが、ケアマネジメントの基本となる部分は居宅介護支援も介護予防支援も同じになりますので、居宅介護支援のケアマネジメント勉強会の中で網羅できると考えております。しかしながら、国の示す○と

なる基準が、この介護予防支援の取組について「データまたは紙面で整備されている」ですか、「そのデータや紙面を支援センターや居宅介護支援事業所に示しているか等」となつております。現時点ではその細かい部分まで対応できていないため、国の判断基準に適合しないとして×としております。

ただいまご説明した項目以外にも、同様の理由で×となっている項目が幾つかございます。×となっていても、事業運営上は問題ないものと認識している項目がほとんどですが、次年度以降、国の示す基準に適合するように整えられる部分は整えていき、業務改善・機能強化を図れるようにしていきたいと考えております。

資料1－2は以上となります。

続きましてセンターに関する指標についてご説明いたします。資料1－3を御覧ください。こちらは各センターの取組に対する自己評価を集計いたしまして、「できている」と回答したセンターの数を示しております。個別の項目につきましてはそれぞれのセンターの状況によって回答結果が異なりますので、個々の内容に関するご説明は省略させていただきます。ただ、できていると回答したセンターがゼロとなっている項目がございますので、そちらだけご説明させていただきます。

資料2ページの真ん中あたりにございます問題番号29番を御覧ください。こちらは「相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか」という内容となっております。国の統一評価指標の中で相談事例の終結というのが、相談者の主訴が解決した場合ですか、地域包括支援センター以外の適切な機関につなげた場合、あとは、虐待の解消や再燃リスクがなくなった場合といったことが例示されております。この国が例示している終結条件というものが本当に基本的なものでございまして、町田市ではこのような終結条件は特に定めるまでもなく、日頃から高齢者支援課と高齢者支援センター間で相談事例の進捗や終結の目途を共有しながら対応を行っており、業務には特に支障はないものと考えております。

ただ、こちらも国の評価指標では相談事例の終結条件を定め、これをデータや紙面で整備している場合にこの評価項目を満たしているものとされておりまして、終結条件が形式的に示されているか否かで評価がされております。そのため、市といたしましては今後、基本的な終結条件を定めまして、高齢者支援センターのほうへ通知するといった対応を行いたいと考えております。

ただいま説明した項目以外の部分につきまして、もちろん国の基準に適合できるようにするだけではなくて、業務上の改善が必要だと思われる部分につきましては支援センター

とも協議しながら改善を行っていきたいと考えております。

市町村指標と支援センター指標の説明は以上となります。

今回の調査結果につきましては、東京都を通じて国に提出されまして、今後全国の集計結果が報告される見込みとなっております。何度もお伝えしておりますが、本調査結果を参考にいたしまして、支援センターの業務改善・機能強化に生かしてまいりたいと思います。長くなりましたが、報告は以上となります。

○久松会長

今の事務局からの報告につきましてご意見のある方はご発言をお願いいたします。発言をされる場合は所属と名前をお願いしたいと思います。

長谷川委員、お願いいいたします。

○長谷川委員

町田市ケアマネジャー連絡会の長谷川です。ご報告ありがとうございます。2点教えていただきたいのですが、1点目が資料1－1、全国統一指標によるところの調査結果の100%とかパーセンテージが出ていますが、これは今後、例えば平均点みたいなのは出るのですか。全国的にここは何%だとか、それを見て町田市が平均点より上とか下というのは分かっていくものになるのかというのが1点目。

もう1点が、資料1－2、設問番号が9の「センターの人材確保や定着を進めるための取組を行っているか」というところで、多分、前年度、前回とかの支援センター運営協議会で支援センターの職員さんが人員増になるというところで、支援センターさん自身でも人員確保の取組をしているというところで、市役所さんのほうでも何か一緒に支援をしてもらえないかというところで、何かしら支援をされてその結果がここに入っているのか、もし実際に支援をされているのだったら、どんな取組を市役所さんが支援センターの後ろ押しでされていたのかというのを教えていただければと思います。

○事務局

ご質問ありがとうございます。

まず1点目ですが、今後国から、例年ですと大体2月から3月頃に全国の平均が出されます。各項目の平均が出されまして、市の方では、全国の平均より上だったか下だったか、そうしたところを確認したうえで今後の業務改善に活用いたします。

2点目、人材確保の部分についてお答えします。こちらは各センターの求人に協力できるように、今年の6月から市のホームページに各支援センターの求人情報のリンクを掲載す

るようにしております。掲載は強制ではなく、各法人やセンターからの希望で掲載しております、現在4センターの求人を市のホームページに掲載しております。こちらの効果検証はできていないのですが、今年の4月から基準人数がプラス1となった関係もございまして、4月時点で配置人員がマイナスになっているセンターが13センター中6センターございました。9月時点では不足しているセンターが4センターに減っておりますので、多少なりともこの取り組みの影響があるのではないかと思うところでございます。

私からの回答は以上となります。

○久松会長

長谷川委員、大丈夫ですか。

○長谷川委員

もし人員配置が、例えば1年間、今年度満たせないときというのはこの指標上何かマイナスになったりするのですか。それとも、それは満たせなかつたときは致し方ないという状況なのか、何か来年度とかで影響が出てくるものですか。

○事務局

指標上は特に問題はありません。こちらの項目自体が、人材確保や定着を進めるための取組を行っているかということです。市としての取組で、支援センターの求人のリンクを市のホームページに掲載するなどの対応をしているので、これを継続していれば、指標上は来年度以降も○になるかと考えております。

○長谷川委員

人員を満たせていないことによって何かしら支援センターにペナルティが発生することはないという認識でいいですか。

○事務局

そうですね、ペナルティというものはないです。

○長谷川委員

分かりました。ありがとうございます。

○久松会長

では続いて土井委員、お願いいいたします。

○土井委員

先ほど、山田さんが最後に説明された件で、資料1－3の29番の件ですが、山田さんからの説明では、業務に支障はないということだったので別段問題はないのかなと思ったの

ですが、ただやはり、点数がゼロというのが気になりました、3つのパターンが考えられるのだと思いました。1つ目は、この設問仕様そのものに問題がある場合です。2つ目としては、センター側の業務に問題があつて0点だったという、その可能性。3つ目としましては、設問にもゼロになつてしまふやや難があるのと、それと、業務側に問題があつてその歩み寄りのパターン。

何を言いたいかというと、何らかの形で設問、指標を改善するか、あるいは業務を改善しないと同じことが起こつてしまふのではないかなど感じましたので、今回のこの29番に関しては1つ目の、指標そのものを改善するのか、2つ目の、指標は正しいので業務に支障はないと言いながらも業務面の改善を行うのか、あるいは双方行うのか、その辺はどれになるのでしょうか。

○事務局

ご質問ありがとうございます。先ほどもお伝えしたところではあるのですが、市の方では業務上は支障がないと考えており、終結条件を特に紙面等では設けておりません。日頃から高齢者支援課、高齢者支援センターの間で相談事例の進捗や終結のめどを共有しながら対応を行っております。なので、常に「報連相」ができているというところで業務上の支障はないと考えております。

ただ、こちらは国の〇となる基準に適合しないというところが今回問題となつております。市のほうでも確かに国の示している一般的な終結条件というものは何も示していないため、現状×になっていますので、今後はこの指標に合わせるような形で一般的な終結条件等というものを支援センターに示していきたいと考えております。ただ、一般的な終結条件だけではなかなか終結にならないケースも多々ございますので、そうした部分については都度相談という対応を考えております。

○土井委員

現場の負担にならないように対応できるという理解でよろしいですよね。

○事務局

はい、大丈夫です。

○土井委員

はい、了解しました。

○久松会長

そのほか、いかがでしょうか。

そうしましたら議題1につきましては、ここまでとさせていただきます。

続きまして議題2、事業評価の見直しと今後の進め方につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

高齢者支援課の齋藤と申します。私から資料2に沿ってご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事業評価の見直しと今後の進め方についてということでご説明になります。先ほどの議題1で国の全国共通の事業評価の指標が大きく見直されたというご説明をさせていただきました。それに関連する見直しということで、市の事業評価のやり方も国の考え方へ沿った形で今後進めていきたいということで検討を進めてきました。それについてのご報告という形になります。

まず、資料の「背景」という部分につきまして、国のはうが「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」という通知を出しておりまして、ここに今回の大幅に見直された事業評価の考え方、実施方針というものが示されております。

先ほどの山田からの説明にも一部あったのですが、これまでの国の事業評価というのは、国も業務の状況を確認するチェックリストというような表現をしておりました。なので、各センターの業務の実情をあくまで把握するためのものという認識でいたところなのですが、今回事業評価を大幅に見直して、その事業評価を通じて具体的にセンターの機能強化につなげていくというところを強く国のはうも打ち出しております。今回示された指標が、今後の各市町村で行う事業評価の標準的なものとして活用するようにという形で具体的な指示が示された形になります。

町田市ではこれまで国の事業評価も当然行ってきたのですが、どちらかというと市の独自項目による事業評価というところに特に力を入れて行ってきました。その市の事業評価の、具体的にはこれまでの進め方について、改めて2「市の事業評価」というところで整理をしております。

市の事業評価ですが、指標を例年60項目ほど設定しております、主にその内容は、市の契約を締結する際に交わす仕様書の内容に沿った形、仕様の内容を基に作成しております。国の事業評価の内容との連動ですか関連づけというのはこれまで行っておらず、あくまで市の示す仕様書の内容に対してそれができているかどうかという視点での評価が中心

になっておりました。

また、事業評価の実施時期につきまして、国の事業評価が評価年度の翌年度のおおむね5月から6月あたりに指標等が示されます。そこから動き出すというスケジュールに対しまして、市の事業評価というのはそれを前倒しで行うような形で、評価対象年度中に評価を行なうように進めてまいりました。具体的には、評価年度のおおむね12月あたりから評価の入力等をスタートしまして、1月、2月で各支援センターへの実地調査や協議会委員の皆さんにも入っていただくヒアリングを行なっておりまして、3月にその年度の評価を確定させるというようなスケジュールで動いてまいりました。

前倒しでこのスケジュールで行うことによりまして、評価結果を早く各センターにフィードバックできるという利点はあったと認識しております。一方で、評価年度中の後半部分、1月から3月分に各センターが取り組んだことについては、評価から外れてしまうというところが課題としてあったと認識しております。

これまでの市の事業評価の課題と今回の国の事業評価の見直しの考え方等を踏まえまして、今後の進め方について今回整理させていただきましたので、その具体的な見直しの方向性ということで3番にお示ししております。

まず、1点目、評価指標をどうしていくかというところになります。今回の国が示しました評価項目のうち市の評価としても活用できるものについては、国の評価項目と合わせて共通項目という形で市の事業評価の中にも取り入れていきたいと考えております。加えてまして、これまでの市の評価項目についてですが、国の評価項目との関連性なども精査するのと合わせてこれまでの評価の実績等も勘案しながら評価項目の数が膨らみ過ぎないように精査を行なっていきたいと考えております。

国の評価項目の中には市が重点的に力を入れている、例えば認知症の施策に関する取組等、国の評価項目に入っていない項目もありますので、そういう項目については引き続き市の独自項目の中で評価をしていきたいと考えております。これまでの評価項目の特に重要なものについては引き続き残していくと考えております。

続きまして、事業評価の実施時期についてですが、これまでには国の評価と市の評価がバラバラで動くような形でやっておりました。今後は、国の考え方を市の事業評価の中でも取り入れるため、連動させたいと考えております。具体的には、国の事業評価のスケジュール、おおむね評価対象年度の翌年の5月から6月あたりに方針が示されて、そこから動き出すというようなスケジュールに合わせる形で考えております。国が具体的な方針を示して、そ

れを受け止めた上で、可能な限り市の事業評価の項目等に反映させながら同じようなスケジュールに変更したいと考えております。

一方で、評価の時期を遅らせることで、今までフィードバックが早くできていた部分が遅くなってしまうという懸念があるかと思います。その部分について、フィードバックの役割を残すという観点から、これまで各センターで定めていただいている重点事業の報告を事業評価とは別で行っておりますので、そこは引き続きこれまでのスケジュールどおり年度内に実施をして、運営協議会委員の皆さまのヒアリングなども通じてしっかりとセンターに還元していくような形を残していくことを考えております。

資料の次のページになります。最後、具体的なスケジュールを表に落とし込んでおります。左半分がこれまでのやり方で行った場合のスケジュール、右側が変更後という形でまとめしております。先ほどご説明したとおり、変更前ですと今年度分の評価は今年度中に終わらせるというような形でおおむね12月頃からスタートしまして、3月の運営協議会で結果を報告させていただいてそこで評価結果を確定させ、国の事業評価はその後に改めて行うというスケジュールでした。変更後としましては、対象年度中には重点事業の報告・確認等を行うのみにしまして、実際の事業評価については翌年度、国の事業評価と市の事業評価を連動させて進めていくことを想定しております。事業評価に係るヒアリングについてはおおむね翌年度の8月から9月頃に行い、最終的な評価の確定が11月頃と想定をしております。

私からの説明は以上になります。

○久松会長

今の事務局からの報告につきまして、ご意見のある方はご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

長谷川委員、お願ひします。

○長谷川委員

町田市ケアマネジャー連絡会長谷川です。ご説明ありがとうございます。

率直に聞きたいのですが、このヒアリングの指標は簡素化されるのですか、それともボリュームが増えるのですか。支援センターの業務として、新しいものは大変になるのか、それとも今より簡単に楽になるのかどうか教えてほしいのですが。

○事務局

ご質問ありがとうございます。

まず、先ほどのご説明にもあったのですが、今回、国の事業評価の項目自体はかなり増えています。国の評価への取組みで負担が既に増えてしまっていると認識していますので、今後、国の評価項目も市の評価の中に取り入れていくといった中で、そのまま今までどおりのものでは、どうしても負担が増えてしまいます。当然、各センターの負担というところは最大限考慮しなければいけないと考えておりますので、今までの評価指標の項目の精査を可能な限り行つていきたいと考えております。そのため、負担が全く増えないかどうかというのは今後の調整次第にはなってくるのですが、評価が各センターの負担にならないようという視点での見直しは行つていきたいと考えております。

○長谷川委員

ありがとうございます。町田市は、おっしゃっていただいたとおり認知症施策とかすごく力を入れている部分はあるかと思うので、その町田市らしさも入れつつ、支援センターの負担もなるべく軽減していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○事務局

ありがとうございます。

○久松会長

ほかにいかがでしょうか。

我々委員のほうも事業評価のヒアリングの回数が増えるかもしれませんので、またいろいろとご負担もかけるかなと思いますが、今年度からの変更ということになります。委員の方々にもご協力を頂きたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、ほかになければ議題2につきましてはここまでとさせていただきます。

続きまして議題3になります。2024年度地域包括支援センター決算報告について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

2024年度地域包括支援センター収支決算報告につきまして、高齢者支援課の箕輪からご報告させていただきます。

各地域包括支援センターの前年度の事業報告並びに収支決算書につきましては、本協議会にて書類の提出を受けて、事業の適切な運営についてご確認いただくこととなっております。前年度の事業報告につきましては、既に昨年度の3月の第3回協議会の際に報告を行っております。収支決算書につきましては、各法人の決算の締切りが6月末となっておりま

すので、それ以降のご提出という形でお願いしている関係で、第2回目の運営協議会のこのタイミングでのご報告となります。

資料の3につきまして2024年度の収支決算書となります。13の地域包括支援センターごとに取りまとめておりますので、こちらの書面をもちまして報告とさせていただきます。ご確認のほどお願いいたします。

説明は以上になります。

○久松会長

今の事務局からの報告につきましてご意見のある方はご発言をお願いいたします。

ありがとうございました。では、議題3につきましてはここまでとさせていただきます。

○事務局

ありがとうございます。

○久松会長

では、続きまして最後の議題になりますけれども、議題4、介護予防給付に係るマネジメント業務の新規委託事業所について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

議題4、介護予防給付に係るマネジメント業務の新規委託事業所について、高齢者支援課の有留よりご説明いたします。

地域包括支援センターは介護予防給付に係るマネジメント業務を指定居宅介護支援事業所へ委託できることとなっております。この業務委託を行う際には中立性及び公平性の確保が重要となりますので、各センターへ委託の経緯につきまして詳細を確認し、その結果を本資料の表の右側にございます委託理由の欄に記載しております。委員の皆様には本業務委託が中立性・公平性に欠けていないかという点についてご留意いただき、確認をお願いするとともに、疑問点等があればご質問・ご意見をお願いできればと思います。

それでは資料4を御覧ください。

5月に行いました第1回運営協議会での報告後、新規に業務委託した事業所を調査したところ、全6事業所ございました。所在地の内訳は市内1か所、市外5か所となります。各事業所の追加理由につきましては表の右列を御覧ください。市内の事業所1か所につきましては、「事業所を新規に開設され、介護予防給付に係るマネジメント業務の受託を了承されたため」となっております。市外5か所につきましては、事業所の新規開設によるものと、

それぞれの委託の経緯が異なりますが、ご利用者様の希望によるものとなっております。

1件だけ市外在住の方のケースがございますので、そちらだけご説明させていただきます。表の一番下にございます藤沢市の居宅介護支援事業所に委託したケースになります。こちらは、藤沢市のサービス付き高齢者向け住宅に入居したご利用者様が、そちらの住宅に併設されている当事業所の利用を希望されたため委託することとなりました。また、契約時には住民票はまだ移動させておらず町田市にありましたが、現在は藤沢市へ移動しております。

そのほかの事業所の委託理由につきましては、資料をご確認いただければと思います。私の説明は以上となります。

○久松会長

ただいまの事務局からの報告につきまして、ご意見のある方はご発言をお願いしたいと思います。

議題4についてはここまでとさせていただきます。ありがとうございました。

以上で議事は終了いたしました。円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございました。

そうしましたら、事務局にお戻しいたします。

○事務局

皆様、本日は大変ありがとうございました。

最後に、私から次回の協議会の開催予定についてご連絡いたします。次回第3回の協議会は2026年3月頃の開催を予定しております。

それでは、本日はこれで2025年度第2回町田市地域包括支援センター運営協議会を閉会させていただきます。本日は大変ありがとうございました。

——了——